

第
1903
号

READAS
リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(2001年)平成13年10月4日 木曜日

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 株式譲渡益特別控除の所有期間は先入先出法で

Q : 長期所有上場株式の100万円特別控除制度がスタートしましたが、同一銘柄を2回以上にわたって取得している場合、所有期間が1年以上かどうかはどのように判定するのでしょうか。

A : 先に取得したものから順次譲渡をしたものとみなす先入先出法で判定することになります。

【解説】

この10月から、長期所有上場株式を譲渡した場合の100万円特別控除制度がスタートしています。

この特別控除の対象となる株式の要件は、「所有期間が1年を超えるもの」となっています。この場合、2回以上にわたって同一銘柄の株式を取得している場合の所有期間については、先に取得したものから順次譲渡をしたものとして判定することとされています。

さらに、1年超所有していることの証明については、①1銘柄ごとの譲渡の直前において所有していた株数と、②その譲渡日前1年以内に取得した株数を明細書に記載することとされています。

また、株式の譲渡益を計算するに当たって必要になる取得価額は、証券会社から送られてきた取引報告書で確認することができます。なお、1株当たりの取得価額の計算は、譲渡日現在所有していたその銘柄に係るすべての株式の取得価額の合計額を持ち株数で割った金額を1株当たりの取得価額とする総平均法で計算することになります。

